## 答申第18号

# 第1 審査会の結論

異議申立人からの個人情報開示請求に対し、実施機関が、平成22年11月12日付け草市い第〇〇〇〇号により、草加市個人情報保護条例(以下「本件条例」といいます。)第21条第3項の規定(開示請求に係る個人情報を保有していないとき)に該当することを理由として行った不開示決定(以下「本件不開示決定」といいます。)は、妥当であると判断します。

## 第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、本件条例第16条第1項に基づき、平成22年11月1日付けで、実施機関に対し、異議申立人が補装具の申請に関する相談をした際に、草加市企画財政部コミュニティ室(現「市長室いきいき市民相談担当」。以下「コミュニティ室」といいます。)が作成した対応記録(以下「本件対象公文書」といいます。)に記録された自己の個人情報の開示請求(以下「本件開示請求」といいます。)を行いました。
- 2 本件開示請求について、実施機関は、異議申立人に対し、平成22年1 1月12日付け本件不開示決定により、本件対象公文書が存在しないとし て不開示の決定を行い、異議申立人に通知しました。
- 3 実施機関は、不開示と決定した理由として、本件不開示決定通知書に「当該文書は、草加市文書管理規則第24条第1項の規定により5年保存としており、既に廃棄されているため」と記載しました。

#### 第3 異議申立人の主張趣旨

異議申立人の主張は、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述の内容を総合すると、次のとおりです。

文書が存在するはずなのに開示されていません。

平成8年に草加市へ補装具の申請をしましたが、現在まで補装具交付券を交付されないままになっているので、草加市の補装具申請手続について疑問があり、コミュニティ室へ相談しました。

コミュニティ室へ相談しているのに、異議申立人へ補装具交付券が交付されたか確認をせず、補装具交付券を交付しない障害福祉課(障害福祉課は平成20年度から「障がい福祉課」となっているため、以下「障がい福祉課」と表記します。)に同席を依頼し、障がい福祉課が主として対応していたためにコミ

ュニティ室としては記録として残していない、ということには納得できません。 このことから、本件不開示決定に違法がなく妥当であると考えることは納得 できません。

## 第4 実施機関の主張趣旨

実施機関の主張は、本件不開示決定通知書、理由説明書及び口頭説明の聴取内容を総合すると、次のとおりです。

本件対象公文書は不存在のため不開示としました。

当該公文書は、仮に作成されていたとしても、既に10年を経過しており、 当時コミュニティ室で対応したかも定かでなかったため、当時の職員に聞き取 りを行いました。

平成8年度にコミュニティ室に在籍した職員は6名おり、そのうち3名は退職しています。現在在職している3名のうち1名から対応した事実を確認することができました。しかし、対応は障がい福祉課職員に同席を依頼し、障がい福祉課が主として対応していたためにコミュニティ室としては記録として残していないことを確認しました。

なお、市長への手紙としてご意見をいただいた可能性がありますが、その場合でも文書保存期限は5年としており文書は存在しません。

以上の理由から、本件不開示決定は違法性がなく、妥当であると考えます。

### 第5 審査会の判断

### 1 審査に当たっての基本的考え方

本件条例は、「自己の個人情報を管理する権利を保障し、個人の権利利益の保護を図るため、高度情報通信社会の進展に対応した個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、市が保有する自己に関する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、より公正で信頼される市政の運用に資することを目的とする。」(第1条)とうたい、あわせて「何人も、実施機関に対し、自己に関する実施機関の個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。」(第16条第1項)としています。このことは、今日の高度情報通信社会における、自己に関する情報をコントロールする権利の重要性に鑑み、本件条例が自己情報コントロール権を具体的権利として保障したものといえます。したがって、本件条例の解釈・運用に際しては、「自己の個人情報を管理する権利」を最大限保障し、自己の個人情報の開示請求に対し、不開示の取扱いをすることは厳格に必要最小限の範囲にとどめる必要があると考えます。当審査会は、このような基本的考え方に立って判断することとします。

## 2 本件対象公文書の内容と性質

本件対象公文書は、異議申立人の補装具の申請に関する相談へのコミュニティ室の対応文書であることから、実施機関の職員が職務上作成又は取得した文書に該当します。そのため、当該文書に異議申立人の個人情報が記録されていれば、本件条例第2条第9号にいう「実施機関の個人情報」に該当し、本件条例第16条第1項に基づく開示請求の対象になります。

## 3 本件条例第21条第3項該当性について

## (1) 検討の対象

実施機関は、本件対象公文書について「コミュニティ室としては記録として残していない」旨、また、本件対象公文書が「市長への手紙」であったとしても、旧草加市文書管理規則第31条第1項(現規則第24条第1項)及び別表の定める保存期間が満了したため、既に廃棄した旨主張しています。これ対し、異議申立人は、「コミュニティ室としては記録として残していない、ということには納得できません」と主張しています。そこで、本件対象公文書が存在していたか否か、また、既に廃棄されており存在しないとの実施機関の主張が妥当であるか否かを検討します。

# (2) 本件対象公文書が存在していたか否かという点について

実施機関も認めているように、異議申立人がコミュニティ室に相談した事実が存在することは、異議申立人と実施機関との間で争いはありません。

本件対象公文書が存在していたか否かについては、実施機関が当審査会に提出した資料「異議申立てを受けて行った関係者への事情聴取について」によると、(コミュニティ室は)「苦情の窓口として職務上立ち会ったにすぎず、コミュニティ室としては記録をとらなかったと記憶している」とのことです。

しかし、異議申立人が口頭意見陳述の際に当審査会に提出した平成8年10月24日付けの「草加市企画財政部コミュニティ室」名で作成された文書の写し(以下「異議申立人提出文書1」といいます。)及び同年12月16日付けの「草加市企画財政部コミュニティ室」名で作成された文書の写し(以下「異議申立人提出文書2」といいます。)によると、コミュニティ室から異議申立人に対して少なくとも2通の手紙が送付されていたものと考えられます。もっとも、異議申立人提出文書1及び2には、公印等が押されているわけではありません。しかしながら、

その内容が具体的であり、かつ、コミュニティ室の職員でなければ記述することができないと思われる草加市内部の対応についても記載されていることから、当審査会としては、当該文書はコミュニティ室から異議申立人に送付された文書であると考えます。

異議申立人提出文書1には、①コミュニティ室の職員が異議申立人と直接会い苦情を聞き取ったこと、②そのときの内容について福祉課へ報告したことが記載されています。また、異議申立人提出文書2には、③ 異議申立人からコミュニティ室に手紙が届いたこと、④コミュニティ室の職員2名が異議申立人宅を訪問し、異議申立人から話を聞いたこと、⑤訪問時に異議申立人から聞き取った内容が5項目であったことが記載されています。上記①から⑤の記載内容からすると、異議申立人提出文書1及び2を作成したと考えられるコミュニティ室が、異議申立人に対応した際、何の記録もとらなかったという実施機関の主張は、不合理なものと考えざるをえません。

もっとも、仮に本件対象公文書が存在していたとしても、本件開示請求時点において当該公文書が廃棄されていたのであれば、不存在を理由とする本件不開示決定は、結論として妥当であるといえます。

(3) 本件対象公文書が既に廃棄されており存在しないとの主張について仮に本件対象公文書が存在していた場合、当該文書は異議申立人の補装具の申請に関する苦情についてコミュニティ室が対応した文書であることから、旧・現草加市文書管理規則別表が定める第3種(5年保存)、第4種(3年保存)、第5種(1年保存)のいずれかに該当すると考えられます。このことは、市長への手紙の保存期間が5年であるとされていること、実施機関の口頭説明において、現在の市長室いきいき市民相談担当に寄せられた市民からの相談に当たって作成される文書の保存期間が1年であるとされていることから、推測することができます。

以上のことからすると、仮に本件対象公文書が存在していたとしても、 当該文書は平成8年度中に作成又は取得されたと解されるため、本件不 開示決定がなされた平成22年11月12日の時点では、本件対象公文 書が既に廃棄されており存在しないとの実施機関の主張に、不合理な点 はないと判断できます。

#### 4 まとめ

以上のとおり、当審査会は、コミュニティ室において何の記録もとらなかったという実施機関の主張には疑問があるものの、本件不開示決定時点において本件対象公文書が存在していなかったとの主張には不合理な点は

認められないことから、本件開示請求に対して本件対象公文書が不存在であることを理由として不開示とした決定は、妥当であると判断します。

# 第6 付言

当審査会の判断は以上のとおりですが、実施機関の文書管理体制について、以下のとおり付言します。

第5の3(2)で述べたように、本件対象公文書は平成8年当時には存在していたものと考えられます。それにもかかわらず、理由説明書及び口頭説明の聴取において、記録をとらなかったとする実施機関の主張には、疑問があります。このような主張は、「より公正で信頼される市政の運営に資することを目的とする」本件条例第1条に反し、市政の運営に対する市民の不信を招きかねません。本件条例の対象となる公文書が存在したのか否か、既に廃棄されているのか否かを、市民に対してしっかりと説明できる文書管理体制の構築に努めることを求めます。

## 第7 審査の経過

本件異議申立てに係る審査の経過は、次のとおりです。

平成23年 1月20日 草加市長(以下「諮問実施機関」といいます。)から諮問を受けました。

1月24日 諮問実施機関に対して、理由説明書の提出を求めました。

1月25日 諮問実施機関から理由説明書が提出されました。

1月31日 異議申立人に対して、理由説明書の写しを送付する とともに、理由説明書に対する意見書の提出を求め ました。また、口頭による意見陳述を希望するか照 会しました。

2月 4日 諮問実施機関に対し、口頭説明聴取に係る関係職員 の出席について依頼しました。 異議申立人に対し、口頭意見陳述の日時等について 通知しました。

2月14日 異議申立人から意見書が提出されました。また、口頭意見陳述申立書の提出がありました。 諮問実施機関に対して、意見書の写しを送付しました。

2月23日 審査、インカメラ審査の実施

3月 8日 審査、諮問実施機関から口頭説明の聴取

3月 9日 異議申立人に対し、口頭意見陳述の日時等について 再度通知しました。

諮問実施機関に対して諮問事案に係る関係資料の提出を求めました。

諮問実施機関から諮問事案に係る関係資料が提出されました。

3月22日 審査、異議申立人から口頭意見陳述の聴取

4月14日 審査

4月28日 審査

平成23年 5月16日

草加市情報公開·個人情報保護審査会 会長 右 崎 正 博 委員 大 井 法 子 委員 早 川 和 宏